

親善士法人サム・ライズ

料金後納郵便

お客様と共に
走り続けるパートナー

ゆうメール

～ご縁をいただいた、あなたにお届けする～

おしどり通信



子供の頃、みのむしが好きで枝から採って、中を見てニヤニヤしていた**林公士郎**（はやしこうじろう）です。先月2月と言えば、**雪のシーズン**でしたが、今年関東では、積るまで降ってないので安心していらっしゃる方多いのではないのでしょうか!!

初めて「能」を観てきました!



1月8日**国立能楽堂**へ初めて能を見に来ました(〇)。

まずは、豪華な**桜花堂弁当**の昼ごはんを頂きました。

次に能楽堂の舞台説明を受けました。写真の人物が見ずらいですが、舞台の前にいる方は、**スティーヴンさん**と言う外人でした。

が、日本語と**オヤジギャグ**を交えて素晴らしかったです(〇)/

開場 14:30 開演 15:00 だったので、座って待ってましたが、15:00になっても開演しない、おかしい?、能とは、開演が遅れるものなのか?(笑)と分からないので待っていると、**真っ赤なドレス**を着た夫人が先程のスティーヴンさんと一緒に入って、最前列に着席、すると少し時間が経過すると、何と…開演、そうかあ、夫人を待っていたのか、その人は、**デビ夫人**でした(〇)

観客もドレスアップしていて、品がありました(〇)。(〇)。(〇)。初めて観た感想ですが、歴史有るものは良いですねえ 能楽大鼓で心と身体が**スッカリ浄化**、更に凄いのが、出番が少しでしたが**野村真番**さんの

半端ない存在感が凄かったです。存在感を隠してましたが…



詳しくはこちらから!

是非一度、能を観に行くのをお勧めします。今回機会を与えていただいた、世話人会の十二志人の一人、**一般社団法人メキキの会の出口光**

長(大本教の開祖・出口王仁三郎さんのお孫さん)に感謝です m(L) m

初めての新東名高速道路

新東名高速道路初めて通行しました(〇)/

2月4日、平日だった事もあって渋滞もなく順調、**岐阜県から新宿**を目指します!!

最初に、**遠州森町パーキング**によりましたが、トイレが凄い! **桜木造り**

で手洗い場は陶器。更にトイレに入ると今空いてるか?空いてないか?が一目で分かるライトが着いてました(〇)

裾野 IC 付近からの**富士山**、綺麗です。下の写真は、**駿河湾沼津 SA**。右に見えるのが伊豆半島、正面には、駿河湾と絶景でした(〇)。富士山は意外と海に近い事を実感しました(〇)

今度は、ゆっくりと楽しみたいですねえ(〇)/



☆おしどり通信は、林公士郎・亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けしています。ご意見ご感想などお寄せいただけるととても喜びます☆

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町1-2-13 川越ビル2F A

TEL：049-249-0222

FAX：049-249-0220

e-mail：ayumi-hayashi@some-rize.net URL：http://www.some-rize.jp

発行編集責任者：林 亜由美

OSHIDORI MONTHLY COLUMN

STAFF 通信
私の部屋シリーズ

今月は、
まいこ
那須野 舞子の部屋 です。



こんにちは！
未来会計法人メイキットの那須野舞子です。
先日、ドリームサラリーマンミーティング代表の大八木潤さんより夢発見会という研修を受けました。その中で私は「迷える子羊を救うあなたの人生のサポーターです」という発見をしました。

そんな私はボランティア活動が趣味で、主に大学時代にはたくさんの経験をさせてもらいました。その中で一番思い出深い活動についてお話ししたいと思います。大学2年生の時に**国境なき子どもたち**という認定NPO法人で孤児院などで暮らす子供たちの支援活動をしました。私は5人の他大学の女子学生とチームを組み、夏季休暇を利用して、カンボジアのバットバンにある「若者の家」という孤児院に1ヶ月ほど滞在をしまし



た。バットバンは人口19万人程の町で、首都であるプノンペンから北西に300キロ程行ったところにあります。現地までは困難な道のりで、舗装されないガタガタ道のバスと簡易ボートで6時間程かけて辿り着きました。

宿は今では観光客向けに立派なホテルも増えていますが、男子よりも男らしい私たちは、当時**1泊300円**程の安宿に泊まり、シャワーはお湯が出ない、トイレはバケツで水を流すタイプでした。一番印象深かったのは、子供たちの



たくましさと**発想力の豊かさ**でした。日本の方が明らかに治安も良くライフラインや教育も整っていま

す。しかし、子供たちは雨の日には上を向いて大きく口を開けて「う～ん、美味しい！」と笑顔で空に顔を向けたり、細い草を取って耳の中に入れてクルクルしながらクスクス笑っていたり、**自然の恵みと共に生きていました**。「大変な暮らしだろう」「可哀そうだ」と思っていた事が恥ずかしく思えるくらい、子供たちは真っすぐ笑顔いっぱい生きていました。子供達との出逢いに感謝です！



那須野 舞子 (なすの まいこ) プロフィール

- ・1982年11月19日 さそり座の女
- ・血液型：AB型
- ・趣味・特技：リズム興味、茶道

2019' 4月開催セミナーのお知らせ

「2年で売上を2倍にする
未来計画の作り方セミナー」

●日時：4月11日(木) 14:00~16:30

主催：未来会計法人メイキット株式会社

「集客からも、営業の不安からも解放される
フロントエンドセミナーの作り方」

●日時：4月8日(月) 14:00~16:30

お問合せ：03-6457-6072 担当：那須野

March
2019

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

事務所通信

今年も年度末を迎えます。いろいろと動きが多くなる時期ですが、皆様、然るべき手続きはお済みでしょうか？

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2019年3月号

■過度な返礼品の自治体への
寄附は対象外に！
ふるさと納税は見直しへ

- 早めの着手が求められる
同一労働同一賃金への対応
- 都道府県別にみる中小企業の数
- Windows7のサポートが
2020年1月に終了します

■編集後記

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

埼玉県川越市新宿町1-2-13 川建ビル2F A
TEL：049-249-0222/FAX：049-249-0220

過度な返礼品の自治体への寄附は対象外に! ふるさと納税は見直しへ

昨年閣議決定された「平成31年度税制改正の大綱」では、指定を受けた自治体以外への寄附は、ふるさと納税制度の対象外となる見直しが盛り込まれています。この指定を受けるには一定の基準を満たす必要があり、特に返礼品を送付する自治体は、①返礼割合は3割以下、②返礼品は地場産品、の要件が求められることとなります。

ふるさと納税制度と利用の推移

ふるさと納税は、自分の育った地域や応援したい地域に税制を通じて貢献することにより、地方と都市との税収格差を解消しようと平成20年度に導入された寄附金制度です。自治体への寄附金のうち、2,000円を超える金額のうち一定額まで、所得税や住民税から控除を受けることができます。

ふるさと納税制度のイメージ



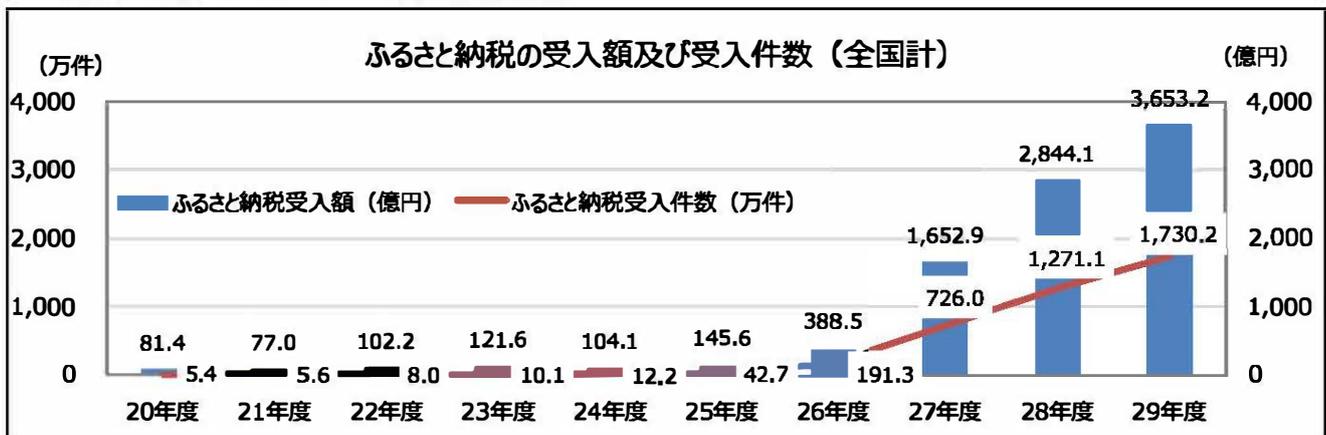
総務省ふるさと納税ポータルサイト「ふるさと納税の概要」より作成

これまで自治体がふるさと納税として受け入れた額と件数をまとめたものが下のグラフです。ここでは、東日本大震災に係る義援金等は除かれていますので、ご注意ください。

過熱する返礼品競争

平成27年度から受入額と受入件数が大幅に増えています。これは、自治体が返礼品の充実に力を入れ始めたことが大きな要因です。また、返礼品の選択を目的としたふるさと納税専用サイトの充実や決済方法の整備など、利用しやすい環境が整えられたのも一因と考えられています。これに報道や確定申告が不要となる税制面での後押し等も手伝い、認知や定着が図られ、年々増加しています。

特に返礼品の充実が過熱の一途をたどり、いつしかふるさと納税は本来の趣旨を離れ、返礼品や返戻割合で選ばれる傾向となりました。こうした歪んだ状況を是正するため、総務省は何度も「返礼割合は3割以下」、「返礼品は地場産品」とするよう通知を出しましたが、次ページのとおり、平成30年12月27日公表の総務省による調査結果では、52団体が実質返礼割合が3割を超え、100団体が地場産品以外の返礼品送付を行っています。



総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果 (平成29年実績)」より

返礼割合実質3割超の返礼品を送付している52団体

北海道	森町、八雲町、愛別町、羅臼町
宮城県	多賀城市
秋田県	横手市
茨城県	つくばみらい市
群馬県	富岡市
東京都	奥多摩町
新潟県	三条市、加茂市、阿賀町
石川県	志賀町
長野県	小谷村
岐阜県	養老町
静岡県	下田市、南伊豆町、小山町
愛知県	幸田町
滋賀県	湖南市
京都府	亀岡市、宇治市
大阪府	岸和田市、泉佐野市、河内長野市、箕面市
兵庫県	市川町、上郡町
和歌山県	御坊市、高野町
広島県	安芸太田町
山口県	柳井市
徳島県	佐那河内村
香川県	多度津町、直島町
福岡県	直方市、中間市、添田町、大刀洗町、川崎町、赤村、福智町、上毛町
佐賀県	小城市、みやき町
長崎県	松浦市
熊本県	玉東町
大分県	竹田市
宮崎県	川南町
鹿児島県	枕崎市、南さつま市
沖縄県	多良間村

※赤字の団体は、12月20日～25日にかけて都道府県を通じて各市町村に対して調査した結果、地方団体自らが経費負担を行い、期間限定で追加的なポイントを付与することにより、実質的に返礼割合が3割を超えることが判明した団体（計30団体）

※下線の団体は、「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況についての調査結果」（平成30年11月1日時点）に掲載されておらず、今回新たに追加された団体（計27団体）

地場産品以外の返礼品を送付している100団体

北海道	森町、八雲町、愛別町、羅臼町
宮城県	多賀城市
山形県	太石田町
福島県	中島村
群馬県	富岡市、甘楽町、千代田町
埼玉県	新座市、八潮市
東京都	中野区、立川市、国分寺市、武蔵村山市
新潟県	三条市、阿賀町
石川県	羽咋市
長野県	諏訪市、塩尻市、辰野町、売木村、小谷村
岐阜県	美濃加茂市、可児市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、輪之内町、七宗町、東白川村
静岡県	湖西市、下田市、南伊豆町
愛知県	岡崎市、春日井市、蒲郡市、小牧市、清須市、豊山町、扶桑町、蟹江町、東浦町、幸田町
滋賀県	湖南市
京都府	亀岡市
大阪府	堺市、高槻市、守口市、茨木市、泉佐野市、河内長野市、松原市、柏原市、交野市、千早赤阪村
兵庫県	市川町、上郡町
奈良県	生駒市、川西町、高取町
和歌山県	御坊市、高野町
島根県	浜田市、飯南町
広島県	安芸太田町
山口県	柳井市、周防大島町
徳島県	鳴門市、佐那河内村
香川県	丸亀市、琴平町、多度津町
愛媛県	新居浜市、鬼北町
高知県	奈半利町
福岡県	飯塚市、行橋市、大刀洗町、川崎町、福智町、上毛町
佐賀県	武雄市、上峰町、みやき町
長崎県	松浦市
熊本県	玉東町
大分県	竹田市、玖珠町
宮崎県	新富町、川南町
鹿児島県	枕崎市、東串良町
沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、多良間村

※赤字の団体は、12月20日～25日にかけて都道府県を通じて各市町村に対して調査した結果、地方団体自らが経費負担を行い、期間限定で追加的なポイントを付与することにより、地場産品以外の返礼品を送付していることが判明した団体（計31団体）

※下線の団体は、「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況についての調査結果」（平成30年11月1日時点）に掲載されておらず、今回新たに追加された団体（計27団体）

出典：総務省「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況について（平成30年12月27日公表）」

ふるさと納税の適正化

改正後は指定の他、指定の取り消しもできるため、自治体は指定を受けた後も、一定の基準を遵守し続ける必要があります。特に上記の自治体が指定を受けるには、冒頭の要件を満たすための見直しが求められます。返戻品や返戻割合がどう変化するのか、ご注目ください。

なお、この取扱いは、平成31年6月1日以後に支出された寄附金から適用される予定です。

早めの着手が求められる 同一労働同一賃金への対応

働き方改革関連法は2019年4月より、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化といった労働時間規制が先行して施行されますが、その後、大企業は2020年4月から、中小企業は2021年4月から施行される同一労働同一賃金への対応も重要となります。その同一労働同一賃金の内容についてみていきましょう。

同一労働同一賃金の背景

これまでは、正社員が事業の中心となる業務を担当し、一時的な繁忙時の対応や補助的な業務をパートタイマー等の非正規社員が行うといった役割分担により、日本の雇用制度は成り立っていました。一方で、優秀な非正規社員が業務の幅を広げ、正社員の職務の一部を担うようになり、人件費が相対的に低いまま非正規社員に業務を任せる企業が増加したことにより、正社員と非正規社員の賃金を始めとする待遇の差が生まれてきました。

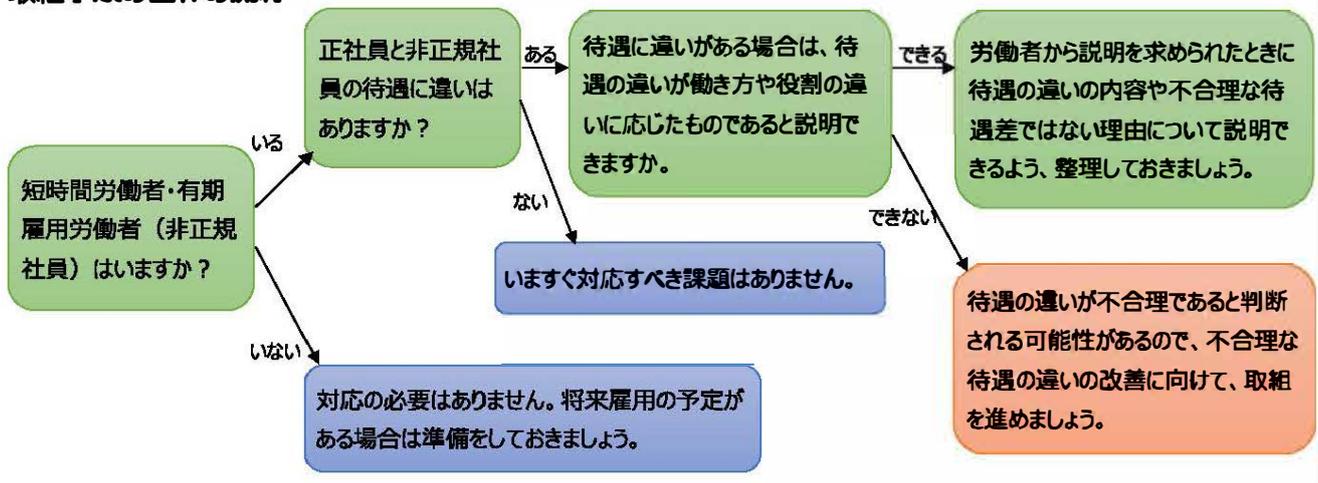
そこで、同一企業内における正社員と非正規社員との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得

して働き続けられるようにし、多様で柔軟な働き方を選択できるようにすることを目的に、働き方改革関連法で同一労働同一賃金が規定されました。

同一労働同一賃金への取組手順

正社員や非正規社員の職務内容等は、企業ごとに定められており、その待遇の差も様々です。そのため、同一労働同一賃金へ向けた対応は企業ごとに異なります。東京労働局が企業向けに開催した説明会の資料によると、取組手順の全体の流れを下図のように示しています。まずは自社の状況を分析することから、始めていきましょう。

取組手順の全体の流れ



以前から示されていた「同一労働同一賃金ガイドライン（案）」が、厚生労働省で審議を経て、2018年12月28日に「同一労働同一賃金ガイドライン」として公開されました。自社を分析し、取組が必要と判断したときは、このガイドラインに従って企業ごとに対応を進めていく必要があります。

都道府県別にみる中小企業の数

国内企業の数には減少が続いています。ここでは、2018年12月に発表された資料※などから、都道府県別に中小企業等の増減をみていきます。

減少を続ける中小企業等の数

中小企業庁の発表によると、2016年の中小企業・小規模事業者（以下、中小企業等）の数は357.8万者で、2014年に比べて6.1%減少しました。なお2014年の時点でも、2012年に比べて1.1%の減少となっています。

全都道府県で減少

2016年の都道府県別の中小企業等の数と2014年からの増減をまとめると、下表のとおり

りです。中小企業等の数は東京都と大阪府、愛知県で20万者を超えています。増減率をみると、中小企業等と小規模事業者ともに、すべての都道府県で減少していることがわかります。

後継者不在や人手不足、売上の減少など、課題を抱える中小企業は少なくないでしょう。新年度をむかえるこの時期から、中小企業向けに補助金や税制などの新しい施策も始まります。自社に役立つような施策があれば、積極的に活用されてはいかがでしょうか。

2016年の中小企業等の数と2014年からの増減率（者、%）

	中小企業等	増減率	うち小規模事業者	増減率	中小企業等	増減率	うち小規模事業者	増減率	
総計	3,578,176	-6.1	3,048,390	-6.3	三重県	51,486	-6.1	44,188	-6.5
北海道	141,386	-6.4	120,299	-6.5	滋賀県	34,608	-5.2	29,578	-5.3
青森県	39,824	-4.9	34,417	-5.2	京都府	79,023	-6.7	68,022	-6.9
岩手県	37,235	-3.7	32,022	-3.7	大阪府	270,874	-7.5	227,963	-7.7
宮城県	59,314	-3.8	50,049	-4.0	兵庫県	144,748	-6.4	122,808	-7.0
秋田県	33,096	-5.7	28,833	-6.0	奈良県	31,526	-5.3	27,128	-5.6
山形県	38,726	-5.3	33,879	-5.7	和歌山県	34,367	-5.2	30,242	-5.8
福島県	58,639	-4.8	50,943	-4.9	鳥取県	16,059	-6.2	13,690	-6.9
茨城県	79,443	-5.7	69,352	-5.9	島根県	22,167	-5.8	19,260	-6.1
栃木県	60,058	-5.4	52,610	-5.6	岡山県	52,368	-5.2	44,595	-5.1
群馬県	64,907	-5.6	56,623	-6.0	広島県	82,962	-5.1	70,693	-5.2
埼玉県	161,341	-6.3	139,968	-6.5	山口県	38,933	-5.0	33,187	-5.4
千葉県	120,789	-6.3	103,338	-6.4	徳島県	25,345	-5.8	22,333	-6.2
東京都	413,408	-7.7	336,759	-7.6	香川県	30,883	-5.7	26,628	-6.1
神奈川県	187,428	-6.3	158,796	-6.3	愛媛県	43,500	-5.2	37,668	-5.9
新潟県	76,136	-5.4	66,191	-5.8	高知県	24,997	-5.2	22,054	-5.5
富山県	34,613	-5.7	29,571	-6.1	福岡県	135,052	-5.6	112,884	-5.7
石川県	40,430	-5.6	35,032	-5.8	佐賀県	24,423	-4.3	20,817	-4.6
福井県	29,210	-4.6	25,413	-4.9	長崎県	41,793	-4.5	36,201	-4.4
山梨県	30,677	-5.6	27,179	-6.0	熊本県	47,815	-9.3	40,955	-9.6
長野県	73,189	-5.4	64,708	-5.7	大分県	34,711	-5.4	29,853	-5.5
岐阜県	70,731	-5.0	61,315	-5.3	宮崎県	34,819	-5.7	30,141	-6.0
静岡県	119,807	-6.0	103,900	-6.4	鹿児島県	49,919	-5.3	43,624	-5.5
愛知県	208,310	-5.6	172,235	-6.3	沖縄県	47,105	-4.2	40,448	-4.3

中小企業庁「中小企業の企業数・事業所数」より作成

※中小企業庁「中小企業の企業数・事業所数」

中小企業の定義は次のとおりです。製造業、建設業、運輸業その他の業種は資本金3億円以下又は常用雇用者規模300人以下（ゴム製品製造業は、常用雇用者規模900人以下）。卸売業は資本金1億円以下又は常用雇用者規模100人以下。サービス業は資本金5000万円以下又は常用雇用者規模100人以下（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業は、資本金3億円以下又は常時雇用者規模300人以下、旅館・ホテル業は、常時雇用者規模200人以下）。小売業は資本金5000万円以下又は常用雇用者規模50人以下。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/index.htm

Windows7のサポートが 2020年1月に終了します

マイクロソフトによるWindows7のサポートが、2020年1月14日に終了します。Windows7を利用している企業では、今年中に対応が必要になります。

■ マイクロソフトによるサポートの終了

安定性や完成度が高く、一時期は会社や個人のパソコンのほとんどで利用され、Windows 8がリリースされても、その地位は揺るがないほどであったWindows7ですが、ついにマイクロソフトによるサポートが終了します。

現在のシェアは、Windows10が約60%、Windows7が約30%で、まだまだ現役で活用されています。サポート終了まで残り1年をきっていますので、まだWindows7を利用している企業は、ぜひ変更を検討しましょう。

■ サポートが終了すると困ること

マイクロソフトのサポートが終了すると、Windows7にセキュリティの問題が発見されても、修正プログラムを提供してもらえなくなります。

セキュリティの問題がある状態で放置すれば、悪意を持った攻撃者がその問題点を突き、パスワードやクレジットカード情報などのぞき見だけでなく、パソコンに攻撃用のウィルスを仕込まれ、間接的に犯罪に巻き込まれる可能性もあります。

また、マイクロソフト製ではないソフトウェアも、Windows7への対応を終了するため利用できなくなり、業務に支障が出るでしょう。

■ Windows10への切替

業務での利用であれば、Windows7からの切替候補は一択で、Windows10です。また、パソコンの買い替えがもっともスムーズです。

Windows10へ無償アップグレードする方法もまだ残っているようですが、Windows10では、パソコン自体に高い性能が求められるため、安定した状態で利用するためには、買い替えをお勧めします。

Windows10は、毎年春と秋に大型のアップデートが行われていますので、これにより、高いセキュリティが保たれ、安定性と高速な動きが維持されます。また、ほとんどのソフトウェアはWindows10に対応しています。

Windows7パソコンを業務で使っているなら、必ず対応が必要になります。

マイクロソフトではWindows7利用者向けに末尾のページを公開し、Windows10への移行を呼びかけています。Windows7をご利用の企業は、こちらの情報も確認いただくとよいでしょう。



◆Windows7をお使いの企業の皆様へ今すぐお伝えしたい大切なお話

https://www.microsoft.com/ja-jp/business/windows/windows7_migration-windows7users.aspx

◆ご存じですか？ OSにはサポート期限があります！

<https://www.microsoft.com/ja-jp/atlife/article/windows10-portal/eos.aspx>

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からの大型連休に備え、休業日状況の確認を行いましょう。

2019年4月

お仕事備忘録

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備
3. 社会保険料の変更等
4. 年次有給休暇の付与（4月1日付けで一斉付与の場合）
5. 労働者名簿の調製
6. 新入社員のオリエンテーション

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

連休明けはバタバタしがちです。特に今年は、5月1日の皇太子殿下のご即位により、同日が祝日になります。また前後の4月30日と5月2日も休日となることから、大型連休が発生します。

毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

3. 社会保険料の変更等

2019年度の雇用保険料率は2018年度より変更はありません。

2019年度の健康保険料率、介護保険料率は3月分（4月納付分）から適用となります。国民年金保険料は4月より引き上げられ、月額16,410円となります。

4. 年次有給休暇の付与（4月1日付けで一斉付与の場合）

4月1日付けで年次有給休暇を一斉に付与している場合は、勤続年数に応じた日数の付与を行いましょ。なお、改正労働基準法により、2019年4月以降に年次有給休暇を10日以上付与される人は、付与されてから1年の間に5日を取得することが義務付けられます。なお、年次有給休暇管理簿を用いて、取得日数の管理し、保存することも義務化されます。

5. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

6. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、もれのないように注意します。また新入社員への配付物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配付すると、提出もれを防止できます。

◆主な説明内容

◇労働条件の説明 ◇社内ルール ◇諸届の方法 ◇年間行事予定

◆主な渡し物

◇貸与物品 ◇配付物品

◆主な提出物

◇誓約書 ◇身元保証書



今年のゴールデンウィークは改元に伴う大型連休となります。取引先の休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項目
1	月	先負	
2	火	仏滅	
3	水	大安	
4	木	赤口	
5	金	先負	清明
6	土	仏滅	
7	日	大安	
8	月	赤口	
9	火	先勝	
10	水	友引	●源泉所得税・復興所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	木	先負	
12	金	仏滅	
13	土	大安	
14	日	赤口	
15	月	先勝	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
16	火	友引	
17	水	先負	
18	木	仏滅	
19	金	大安	
20	土	赤口	穀雨
21	日	先勝	
22	月	友引	●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
23	火	先負	
24	水	仏滅	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
25	木	大安	
26	金	赤口	●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[1月～3月]について報告）
27	土	先勝	
28	日	友引	
29	月	先負	昭和の日
30	火	仏滅	国民の休日 [以下、5月7日まで]※期限日は変更になる可能性があります。 ●軽自動車税の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ●安全衛生教育実施結果報告